

建設業

建設産業の今を伝え
未来を考える

しんぶん

4

Apr.2026
No.577



もふもふ建設隊
めーた

特集

建設事業主等に対する助成金



今月のCCUS

CCUSホームページの
おすすめコンテンツ



建設キャリアアップシステム

人を大切に育てる新しいシステムです
事業者・技能者みなさまのご登録をお願いします



一般財団法人
建設業振興基金

詳細

日時 2026年6月25日(木)

会場 木材会館(新木場駅徒歩3分)

多くの企業で進められているDXについて、ICTやデジタル技術を目的化するのではなく、現場の負担軽減や生産性向上につながる実践的な活用事例を通じて、中小建設企業視点でのDXの進め方を共有します。

スケジュール

- 13:20～ 開会(開場 12:50～)
- 13:30～ 建設ITジャーナリスト家入龍太氏による講演



中小建設業のための新「7つの建設DX戦術」

株式会社
建設ITワールド
代表取締役
家入 龍太 氏

▶ プロフィール

BIM/CIMやi-Construction、ロボット・AIなどの導入により、コロナ禍対策と生産性向上の両立、地球環境保全、国際化、さらには建設DXの実現といった建設業が抱える経営課題を解決するための情報を「一歩先の視点」で発信し続ける建設ITジャーナリスト。新しいチャレンジを「ほめて伸ばす」のをモットーとしています。「年中無休・24時間受付」で、建設・IT・経営に関する記事の執筆や講演、コンサルティングなども行っている。公式サイトは「建設ITワールド」。

- 14:15～ 令和7年度建設人材育成優良企業表彰 大臣賞受賞企業による取組発表



鹿児島から未来へ!未経験からでも安心、DXと自社で育てる人材育成の挑戦

福地建設株式会社
(鹿児島県/総合建設業)
執行役員 業務推進室長
蘭田 佳奈 氏

▶ 企業情報

1942年創業。建築・土木工事を中心に、地域のインフラ整備と社会基盤の構築に長年携わっている。女性技術者の計画的な採用・登用をはじめ、自社による教育訓練体制の確立、資格取得支援、地域教育機関への訴求など、人材確保・育成の取組を体系的に推進している。さらにICT化による省人化・省力化にも積極的に取り組んでいる。これらの実績が高く評価され、令和7年度建設人材育成優良企業表彰(国土交通大臣賞)を受賞。

- 15:10～ 建設分野におけるDX推進優良事例



技術力最大化のための『攻めのバックオフィス』戦略

藤原工業株式会社
(北海道/総合建設業)
代表取締役社長
藤原 将智 氏

▶ 企業情報

1926年創業。北海道幕別町にて土木・建築工事を中心に事業を展開している。地方自治体とも災害協定を締結し、地域の安全・安心にも貢献。現場技術者の業務を細分化することで一部業務を建設ディレクターへ移管し、コミュニケーションツール、建設特化型AIと組み合わせることで現場の時間外労働削減および業務効率化を実現。これらの実績が評価されて令和7年度建設人材育成優良企業表彰(優秀賞)を受賞。



橋本店の建設バックオフィスDXの現状

株式会社橋本店
(宮城県/総合建設業)
専務取締役
相原 真士 氏
(後半:土田 淳也 氏)

▶ 企業情報

1878年創業。宮城県を中心に建築・土木事業・PFI事業等の事業を幅広く展開している。2019年にBIM/CIM専門部署(業務効率推進課)を設置し、UAV測量や三次元モデルを活用した現場支援を強化している。現場における技術者間の情報共有～合意形成までをバックオフィスから支える体制を構築し、i-Constructionの考え方に基づく建設DXを着実に推進している。これらの取組が評価され、国土交通省「インフラDX大賞」に選定。

- 16:50～ 交流会 ※スナック・お飲み物をご用意します。

会場・お申込み

お申込み



対象 中小企業の経営者/経営後継者/経営幹部の方(定員:180名)

会場 木材会館7階檜ホール(「新木場」駅より 徒歩3分)

〒136-0082 東京都江東区新木場1丁目18-8 TEL:03-5534-3111

申込 以下のURLからお申込みください。

<https://kikan.kensetsu-kikin.or.jp/keieishakenshu/kenshu/index.html>

(2026年6月22日(月)まで受付 ※定員になり次第終了)



建設業 建設産業の今を伝え 未来を考える

しんこう

編集・発行
一般財団法人 建設業振興基金
〒105-0001
東京都港区虎ノ門4-2-12
虎ノ門4丁目MTビル2号館
TEL : 03-5473-4584
FAX : 03-5473-1594
URL : <https://www.kensetsu-kikin.or.jp/>

もふもふ建設隊
めーた

CONTENTS

特集

建設事業主等に対する助成金

02

社会保険労務士法人アスミル 特定社会保険労務士 櫻井 好美

- 助成金活用のための共通チェックリスト
- 事例紹介
- その他、活用しやすい助成金

FOCUS

工業高校紹介
東京都立葛西工科高等学校

08

- インタビュー：小松 昌史 先生

PRESCRIPTION

建設経済の動向

10

- BIM図面審査が始動、生産プロセス変革の一里塚に

連載 建設業バックオフィスDX・AI最前線

11

- 新連載【第1回】建設業バックオフィスDXの現状

連載 サプライチェーン重視時代の建設工事契約のポイント

12

- 新連載【第1回】標準労務費制度と独占禁止法との関係

連載 かわいい土木【第63回】

14

- 閘門橋 / 東京都葛飾区

お役立ち連載
建設キャリアアップシステムを活用しよう!【第37回】

16

いつでもチェック!!

建設業 しんこう Web

建設産業の今を伝え 未来を考える

「建設業しんこう」は Webでもご覧いただけます。



しんこうWeb

検索

<https://www.shinko-web.jp/>



メルマガ登録は
コチラから!



「建設業しんこう」に関するご意見・ご要望
TEL : 03-5473-4584 (企画広報部)
MAIL : kikaku@kensetsu-kikin.or.jp

印刷：日経印刷株式会社
©本誌記事の無断転載を固く禁じます。

【建設業しんこう編集委員】

東洋大学理工学部建築学科教授 浦江真人
国土交通省建設振興課長補佐 石井信
(一財)建設業振興基金専務理事 長谷川周夫

国土交通省建設業政策調整官 山影一茂
日経クロステック建設編集長 佐々木大輔

建設事業主等に対する 助成金

厚生労働省の助成金は、雇用の維持や人材育成、働きやすい職場づくりを支援するために支給されるお金です。一定の要件を満たせば受給でき、原則として返済は不要ですが、申請には事前の計画提出が必要な場合が多く、支給要件やフローをしっかりと確認しておくことが重要です。また、助成金は種類が多く、どのように活用していいかわからないという声をよく聞きます。今回は、実際に助成金を活用した事例をご紹介します。助成金の要件についてご案内していきます。

Profile

社会保険労務士法人
アスミル
特定社会保険労務士
櫻井 好美



☑ 助成金活用のための共通チェックリスト

助成金を活用するためには、労働関係の法律に基づいた、正しい労務管理が行われていることが大前提となります。以下のリストで、一般的な要件をチェックしてみましょう。

下記の書類(法定3帳簿*)は整備されていますか?

- 労働者名簿*
- 出勤簿(タイムカードなど)*
- 賃金台帳(給与明細など)*
- 労働条件通知書や雇用契約書

⚠️ ポイント

出勤簿とは始業および終業時間の記載のあるものをいいます。出面表はNGです。

- 就業規則はありますか?
※労働者10名以上の場合、所轄労働基準監督署への提出義務があります。
- 雇用保険の手続きは適正に行われていますか?

- 社会保険(健康保険・厚生年金)の手続きは適正に行われていますか?
- 労働保険料の滞納はありませんか?
- 最近6か月以内に会社都合で解雇した従業員はいませんか?
- 過去3年間において助成金について不正受給を行ったことはありませんか?
- 過去1年間に労働関係法令違反により送検処分を受けていることはありませんか?
- 暴力団や風俗営業等関係事業主ではありませんか?
- 残業代の未払いはありませんか?

事例紹介

A社

職種：とび土工

従業員数：41名

助成金名：業務改善助成金

助成額：100万円

助成金申請の経緯

現場ごとに電話やホワイトボードで行っていた職人手配(番割り)に多くの時間を要していたため、何かシステムがないかを検討していたところ、番割りシステムがあることがわかった。システム導入をすることで、人員配置がデータ化されるため、手配時間を大幅に削減し、重複配置や手待ちを防止することができる。情報共有も即時化されるため、現場運営の効率向上と労務管理の適正化ができるということから、番割システム+大型タッチパネルモニター(150万円)の導入を検討していった。ただ、費用がかかるため、何か助成金を使うことができないかを探していたところ、業務改善助成金があることを知り、専門家の指導を受けながら、事務所内で賃金の低い5人の賃金を時給換算で50円上げることによって、業務改善助成金を申請することができた。

業務改善助成金とは？

Q. どんなときにもらえる？

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

Q. いくらもらえる？

その設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

助成率	助成金上限額
設備投資額 × 3/4～4/5 ※ 引上げ前の事業場内最低賃金によります。	30万円～600万円 ※ 最低賃金の引上げ額、人数によります。

Q. 対象となる設備投資等は？

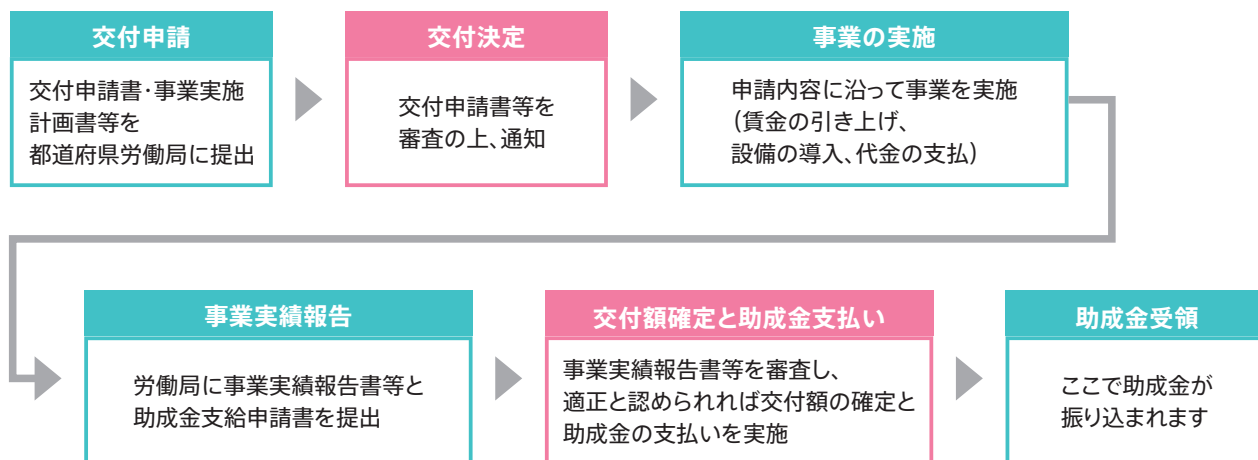
業務の自動化・省力化・省エネ化・高度化・品質向上効果が期待できるもの

- 機械、装置(建設機械や測量機器、ドローン等)
- ソフトウェア(CAD、積算見積、工事管理等)

【主な要件】

- 中小企業、小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引下げなどの不交付事由がないこと

【助成金申請の流れ】



【参考ウェブサイト】

業務改善助成金 検索



職 種：大工工事

従 業 員 数：7名

助 成 金 名：キャリアアップ助成金
正社員化コース

助 成 額：40万円×2期

助成金申請の経緯

小規模事業所であるため、最初から正社員雇用に踏み切ることが難しく、採用にあたっては契約社員登用をしてきた。しかしながら契約社員ではモチベーションもあがらないため、契約社員期間中を見習い期間として社内研修を実施し、その後本人が正社員を希望した場合には、正規雇用への試験を受けられるような制度を導入した。それにあわせてキャリアアップ助成金の正社員化コースを活用。この助成金を活用することで、契約社員と正社員の責任と役割を明確化することができた。

| キャリアアップ助成金(正社員化コース)とは？

Q. どんなときにもらえる？

契約社員、パート、派遣労働者等(非正規社員)を、正規雇用労働者等に転換または直接雇用したい場合にもらえる助成金です。助成金申請のためには、事前の計画書提出、就業規則へ正社員転換制度についての記載が必要です。

Q. いくらもらえる？

対象者		中小企業	大企業
重点支援対象者	有期→正規	80万円(40万円×2回)	60万円(30万円×2回)
	無期→正規	40万円(20万円×2回)	30万円(15万円×2回)
上記以外	有期→正規	40万円(40万円×1回)	30万円(30万円×1回)
	無期→正規	20万円(20万円×1回)	15万円(15万円×1回)

※年度あたりの上限は20人までです。

※1人目の正社員転換時には、加算措置があります。

※多様な正社員制度(勤務地限定・職務限定・短時間正社員の1つ以上)を新たに規定し、転換時には加算措置があります。

※新規学卒者は有期雇用期間が1年経過していないと申請できないので注意しましょう。

※重点支援対象者とは、①～③のいずれかに該当する方を指します。

- ① 雇入れから3年以上の有期雇用労働者
- ② 雇入れから3年未満で、下記条件に両方とも当てはまる有期雇用労働者
 - 過去5年間に正規雇用労働者の期間が合計1年以下
 - 過去1年間で正規雇用労働者として雇用されていない
- ③ 派遣労働者、母子家庭の母・父子家庭の父、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者

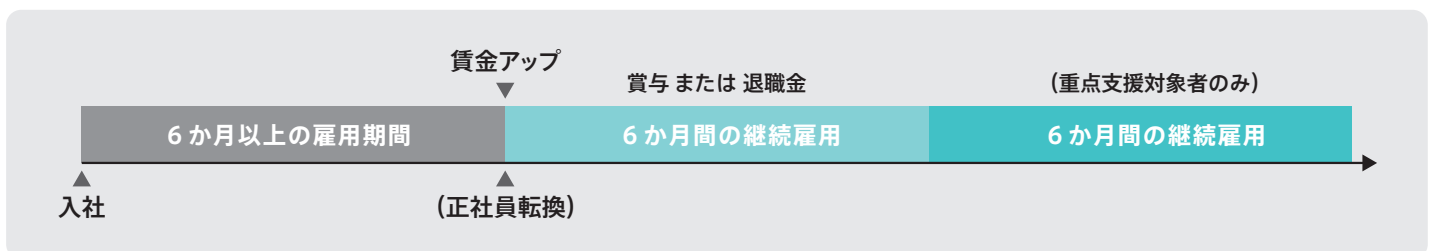
【主な要件】

- 正規雇用等へ転換等した際、転換前6か月間の賃金と転換後6か月間(重点支援対象者の場合は+6か月間)の賃金※を比較して、3%以上上がっていること

※基本給および定額で支給されている諸手当を含む賃金の総額であり、賞与は含めません。

※住宅手当、家族手当は含めません。

- 就業規則に、転換を制度として規定していること
- 正社員の定義は、同一の事業所内の正社員に適用される就業規則が適用されている労働者であること(ただし、「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が適用されている者に限る)
- 非正規雇用労働者の定義は、賃金の額または計算方法が「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を6か月以上受けて雇用している有期または無期雇用労働者であること



【留意点】

キャリアアップ助成金には他のコースもありますが、どのコースも共通要件として、社内にキャリアアップ管理者を配置するとともに、「キャリアアップ計画書」を労働局へ提出する必要があります。

C社

職 種：電気工事

従業員数：26名

助成金名：両立支援等助成金
(出生時両立支援コース:子育てパパ支援助成金)

助成額：20万円

助成金申請の経緯

男性社員から育児休業取得の相談があり、社内でも男性育休取得を後押しする方針を打ち出していたため、業務の引継ぎ体制、就業規則の整備等を進め、実際に一定期間の育児休業を取得したことで、助成金を活用することができた。

その他助成金として、東京都と(公財)東京しごと財団が連携して実施している「働くパパママ育業応援奨励金(働くパパコースNEXT)」を申請。

両立支援等助成金(出生時両立支援コース:子育てパパ支援助成金)とは?

Q. どんなときにもらえる?

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が生じた場合に支給されます。

Q. いくらもらえる?

男性育休1人目	男性育休2人目・3人目
20万円	10万円

【主な要件】

- 一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出をすること
- 育児休業制度を就業規則などに盛り込むこと
- 育児休業を取得しやすい職場環境を整えること
 - ① 育休制度と取得促進についての方針を周知する
 - ② 育休の取得について研修を行う
 - ③ 育休取得に関する相談体制を整え、周知する
 - ④ 過去の育休取得事例を集め、社員が閲覧できるようにする
 - ⑤ スムーズな育休取得のために業務配分や人員配置を見直す

1人目: 2つ以上
2人目: 3つ以上
3人目: 4つ以上

働くパパママ育業応援奨励金(働くパパコースNEXT)

この助成金は東京都内で事業を営む中小企業が、男性従業員の育児休業(「育業」と呼ぶ)を促進し、育業しやすい職場環境づくりに取り組んだ場合に支給されます。奨励金は、男性従業員が15日以上 of 育業を取得した場合に支給されるものです。

東京都(事業所所在地が東京都)のみの奨励金

奨励対象事業者

都内勤務の常時雇用する従業員(雇用保険被保険者)を2人以上、かつ6か月以上継続して雇用し、都内で事業を営んでいる企業等(従業員数300人以下)

奨励対象となる取組

- 合計15日以上 of 育業(育休)
- 育児・介護休業法に基づく職場環境整備について、1つ以上実施したこと

加算となる取組

- ① 管理職の育業と社内周知(20万円)
 - ② 育業メンター制度の整備とパパ向け育業マニュアルの作成(20万円)
 - ③ 同僚への応援評価制度・表彰制度の整備と育業応援プランシートの作成(30万円)
 - ④ 同僚への応援手当支給と育業応援プランシートの作成(30万円)
- ※③④両方の項目に取り組んだ場合、加算額は2項目合わせて50万円です。

奨励金額

- 合計15日: 25万円
 - 合計30日: 55万円 (以降15日ごとに27.5万円加算)
- ※加算となる取組により最大420万円支給されます。

職 種：土木工事業

従業員数：40名

助成金名：人材開発支援助成金
(建設労働者技能実習コース)

助成額：24万6,500円(1名・4種類受講)

助成金申請の経緯

人材の定着を図るうえで、技能労働者の育成は必須と考えているため、従業員の専門的な技能・資格の取得について社内で教育体制を作り、計画的に研修をすすめたことで助成金の申請をすることができた。

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)とは？

Q. どんなときにもらえる？

社員に技能向上を目的とした技能実習や講習を計画的に受講させた場合に支給されます。

Q. いくらもらえる？

	中小企業(20人以下)	中小企業(21人以上)	中小以外
経費助成 (1人あたり10万円まで)	支給対象費用の3/4	≪35歳未満≫ 支給対象費用の7/10 ≪35歳以上≫ 支給対象費用の9/20	≪女性建設労働者に技能実習を行った場合≫ 支給対象費用の3/5
賃金助成	8,550円(9,405円)	7,600円(8,360円)	—

※賃金助成は1人あたりの日額 ※():建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合

【主な要件】

- 雇用管理責任者を選任していること
- 技能実習は、所定労働時間内に受講させ、通常の賃金額以上の賃金を支払っていること
- 所定労働時間外に実施した場合は、労働基準法に定める割増賃金以上の賃金を支払っていること
- 所定労働日以外に実施した場合は、労働基準法に定める割増賃金以上の賃金を支払っていること

【対象資格(例)】

- 研削といし、自由研削といし(特別教育)
- フルハーネス型墜落制止用器具を用いた業務(特別教育)
- 足場の組立て等作業主任者(技能講習)
- 高所作業車(10m以上)の運転(技能講習)
- アーク溶接(特別教育)
- クレーン運転士(安全衛生教育)
- 石綿作業主任者(技能講習)
- 玉掛け(技能講習) 等

その他、活用しやすい助成金

トライアル雇用助成金(一般トライアルコースまたは障害者トライアルコース)

Q. どんなときにもらえる？

職業経験の不足している求職者や技能の少ない求職者、就職が困難な障害者をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用をする場合に支給されます。

Q. いくらもらえる？

1人1か月あたり:最大4万円 ※最長3か月

【主な要件】

- ハローワーク・紹介事業者等に提出された求人に対して、ハローワーク・紹介事業者等の紹介により雇い入れること
- 原則3か月のトライアル雇用をすること

※その他、対象労働者には「安定した職業についていない」等の要件が複数あります。

FOCUS

生徒と一緒にいる時間が、信頼と成長の土台になる。 建築や和太鼓を通して育む“スペシャル”な自信!

東京都江戸川区に根を下ろし、ものづくりを支える人材を送り出し続けている東京都立葛西工科高等学校。同校で日々生徒の学びを育むとともに、都内の全日制工科高校で唯一という和太鼓部の顧問として部員たちの活躍を見守っているのが、建築科の小松昌史先生です。初任校として赴任して3年目。「生徒と一緒にいる時間が何より楽しい」と笑顔を見せる小松先生に、同校の工業教育の特色や外部連携がもたらす生徒の変化、そして部活動を通じた人間形成への想いを伺いました。

東京都立葛西工科高等学校
建築科

小松 昌史 先生

施工重視の学びで育てる 実践力

東京都江戸川区に位置する葛西工科高校。生徒の多くが地元出身というこの学校には、体を動かす実習になると俄然、輝きを放つ生徒たちが集まっている。「本校の建築科は他の工業高校と比較して、施工系の色が強い実習体系を組んでいるのが特長です。1年次には木工など個人の技術を、2年次には仮設足場など他者との協働を、そして3年次にはさらに専門的なパートに分かれて総合的な学びを深めます。建築が好きで、かつアクティブに見学会や技能体験に飛び込んでいきたい生徒に

は、これ以上ない環境だと思っています」。

指導の中で大切にしているのは“挑戦”だ。資格取得については、あえて生徒が背伸びをして届くようなハードルを用意し、それを乗り越えさせていく。また、外部の企業・団体と連携した実習などにも積極的に取り組み、様々な学びを吸収しようとしている。「特に印象的だったのは、竹中工務店のパートナー企業で構成される『竹和会』の皆様による技能体験会です。10種類もの職種をローテーションで体験できるのですが、1年次の早い段階で建築業を広く浅く体験できることは、その後の学びにおいて非常に有益です。私自身も生徒と一緒に様々な職種に触れ、その奥深さを再確認しました」。

学校の外へと学びの場を広げる姿勢は、現場見学にも顕著に表れている。江戸川区内の浄水場におけるRC工事現場や、一戸建ての建設現場、時には千葉県まで足を延ばすこともある。

「外部の方々の手厚い協力により、多様な学びの機会をいただいています。こうした校外活動が生徒に与える最大の影響は、社会性が身につくこと。学校生活の中だけではどうしても“慣れ”が生じてしまい、だらしくなってしまうこともあります。しかし、外部の方々と関わる際は緊張感もあり、生徒たちは最初、不安げな顔をしながらも職人の方々とコミュニケーションを取ろうと必死になります。そして、褒めてもらえれば素直に喜ぶ。こうした交流を繰り返すうちに、川の丸石が角を取られていくように、生徒たちの言動も丸く、立派になっていくんです。挨拶の仕方でも話を聞く態度も回を重ねるごとにメリハリが付き、私たち教員側も安心して見守ることができるようになります」。

一方で、小松先生は受け入れ先の企業に対して、ある願いを持っている。

「本来、生徒を厳しく指導するのは我々教員の仕事です。しかし、現場見学の際などに生徒が現場にふさわしくない態度を取ったならば、ぜひ実際の現場と同様に、ルールに則って厳しく叱っていただきたいと思っています。現場の緊張感を肌で感じるからこそ、生徒にとって本物の学びになるはずですよ」。

企業と 連携した 実習

実践!仮設足場組立実習—— チームで挑む高所への一歩



取材に訪れた日は、2年生による仮設足場組立の実習が行われていた。毎週火曜日の3コマを使い、3週間かけて組み立てから解体までを完結させる。2週目となるこの日は、向井建設株式会社の協力のもと、2段目から3段目へと足場を組み上げていく作業。生徒たちは9~10名の班に分かれ、互いに声を掛け合いながら、安全かつ迅速に作業を進める。プロの指導が入る現場は適度な緊張感に包まれ、生徒たちの表情は真剣そのものだ。



和太鼓を通して教える 喜びと自信

小松先生を語る上で欠かせないのが、主顧問を務める和太鼓部での活動だ。もともとは『葛工ねぶた祭り』のために組織された『ねぶた部』をルーツに持つ和太鼓部は、現在は演奏活動に特化した都内工科高校でも珍しい存在となっている。

「和太鼓の魅力は、他の競技と違って自分自身が表現者として主役になり、ステージで何百人もの視線を一斉に浴びること。この“注目され、表現し、賞賛される”という体験を高校時代に味わうことは、将来、大きな自信を持って社会に出るための糧になります。また、和太鼓は他の競技と比べて勝敗が目立ちづらいからこそ、人間性がとても重要だとも感じています。相手を思いやり、規律を守る。そうした人間教育の場としても、非常に意味のある活動だと捉えています」。

さらに、そこには工科高校ならではの工夫も光る。「部員から“太鼓の台が足りない”と相談されたことをきっかけに、実習で使い切れなかった廃材などを活用して、自分たちで台



和太鼓部の活動で欠かせない太鼓の台や小物は、部員たちの手作り。実習で使用しなくなった廃材を有効活用し、建築科の生徒を中心に、ミリ単位の精度で組み上げていく。自分たちの手で道具を作り、それを使って最高の演奏を届ける。工科高校ならではの“ものづくりへの誇り”と“表現への情熱”が融合した、和太鼓部を象徴する取り組みの一つとなっている。

や物品を制作するようになりました。特に建築科のマネージャーが加入してからは、この動きが本格化しました。廃材が、新しい価値を持った道具として生まれ変わる。これは工科高校の強みを生かした、本校らしい取り組みだと思っています。こうした活動が、部員一人ひとりのキャラクター作りにも貢献してくれたら嬉しいです」。

褒めて認めて培っていく 信頼の絆

生徒と一緒にいる時間を何よりも大切と考える小松先生。その背景には、自らが教員の道を選んだ原点があった。「高校時代の担任の先生や部活動の顧問の先生に憧れて、この道を選びました。自分が体験させてもらったような青春を、今の生徒たちにも味わわせてあげたい。放課後や部活動で生徒と関わっている時間は、毎日が嬉しい瞬間の連続です。腹の底から笑わせてくれる、可愛くて面白い生徒たちばかりです」。

日々、生徒の自己肯定感を高めるためのアプローチも欠かせない。「良いと思ったことは、迷わず言葉にして伝えるようにしています。勉強だけでなく、挨拶の声が良かった、顔つきが凛々しくなったなど、気付いたポイントを褒めて、認めること。そこから信頼関係が生まれ



建築科では、材料となる木材の伐採から加工、施工からドローン測量・点群データ取得・3D化まで、一連の流れを生徒に体験させる小屋建設プロジェクトも実施。ものづくりの流れ、そして伝統的な施工技術とデジタル技術などの多角的な学びが、次世代の技術者の基礎を固めていく。「スマートフォンでドローンを操作するなど、ゲームの延長のような感覚で面白そうに実習に取り組む生徒の様子も見られました」と小松先生。

ると信じています。まずは“大人は敵ではない”と分かってもらいたい。生徒と一緒に汗をかき、同じ時間を共有することこそが、彼らの人間性を理解する唯一の方法だと思っています」。

そんな小松先生が生徒たちに贈る言葉は“スペシャル”だ。

「一人ひとりが、誰にも代えがたいスペシャルな存在です。自分だけの強みを見つけ、自信を持って成長してほしい。私自身も、今後どの学校へ行っても、その学校の強みを見出し、押し出していけるような教員であり続けたいと思っています」。

小松先生の眼差しは、江戸川の空の下、未来を切り拓こうとする生徒たちの背中を優しく、そして力強く後押ししている。

先生から
みんなへ
メッセージ



コレ推し!

地元の建造物



JR
高知駅

小松先生が選んだのは、故郷にある『高知駅』。建築家・内藤廣氏の設計による、地元産杉材を用いた巨大な木造大屋根アーチ“くじらドーム”が印象的な建物です。「南側から見ると、四国山地と重なるような曲線美があり、帰省のたびに包み込まれるような安心感を与えてくれます。高校時代の3年間、毎日汽車で通い続けた思い出の場所。この駅での経験が今の自分に繋がっている、私にとってスペシャルな建造物です」。



東京都立葛西工科高等学校

〒132-0024 東京都江戸川区一之江7-68-1

WEB <https://www.metro.ed.jp/kasaikoka-h/>

BIM図面審査が始動、生産プロセス変革の一里塚に

日経クロステック 建設編集長 佐々木 大輔

2026年4月1日、建築確認の新たな制度として「BIM図面審査」がスタートした。設計と審査の効率化を進める取り組みで、建築産業のDX(デジタルトランスフォーメーション)を促すのが狙いだ。建築実務やビジネスにどのような影響があるのか、制度のポイントを解説する。

BIMソフトで書き出した図面にに基づき建築確認を行う「BIM図面審査」が始まった。申請者は、確認申請時にPDF形式の図書に加え、IFC形式のBIMデータを提出する。小規模住宅から大規模建築物まで規模を問わず、利用できる。従来の紙や電子による確認申請も引き続き利用可能で、新たな申請方法が加わる格好だ。

最大のメリットは、確認審査における整合性チェックを一部省略できるという点だ。審査業務の迅速化にも期待がかかる。従来の紙の申請では、図面間の整合性チェック、不整合の場合の修正に時間がかかっていた。BIM図面審査の対象はこれまでと同じく2次元の図面だが、BIMデータから切り出したもので、図面間の不整合は起こりにくい。さらに審査側はBIMデータを参考資料として建物の全体像を直感的に把握できるようになるため、審査を大幅に効率化できる。

建築確認制度におけるBIM活用は、DX推進の要に位置付けられ、2020年ごろから検討が始まった。基準類や資料が作成され、審査側の準備態勢は整いつつある。制度開始時点でBIM図面審査を受け付ける指定確認検査機関は、日本建築センター、日本建築総合試験所、日本ERI、ビューローベリタスジャパン、グッド・アイズ建築検査機構の5者。導入を検討する機関は他にもあり、今後増えていくと見られる。

民間企業のBIM導入は急速な広がりを見せている。国土交通省が設計事務所や建設会社を対象に実施した調査によるとBIM導入率は約6割。ただし大手が先行しており、企業間格差は大きい。国土交通省は導入支援を引き続き進める考えだ。BIM図面審査対応のソフトウェアも登場しており、新制度を

機に一段とBIM普及が加速しそうだ。

本丸は29年開始予定の「BIMデータ審査」 ライフサイクルCO₂算定でも重要に

BIM図面審査制度が導入された背景には、建築産業全体の生産性向上を促す狙いがある。1級建築士のうち60歳以上が約4割を占め、若手人材の確保も伸び悩む。限られた人材で建築生産を維持するには、BIMを軸にした業務改革が不可欠になっている。さらに2028年度から大規模事務所ビルの新築と増改築においてライフサイクルCO₂の算定を義務化する制度が導入される見通しで、設計段階から材料や部材の管理ができるBIMの重要性はますます高まっている。

BIM普及を加速する鍵となるのが、計画や設計、施工、維持管理をつなぐ結末点となる建築確認のDXだ。国土交通省の宿本尚吾住宅局長は日経クロステックの取材に対し、「国として、建築界が安心してBIMに取り組める土壌を整える必要がある。建築確認におけるBIM図面審査の導入は、その一里塚だ」と語った。

BIM図面審査は任意の制度だが、“本丸”は2029年春の開始を予定しているBIMデータそのものを用いた審査(BIMデータ審査)にある。計画から設計、施工、維持管理まで一貫した情報活用体制が普及し、審査・検査を含めた建築生産プロセス全体がデジタル基盤に移行する未来はすぐ近くまで来ている。この流れを先取りし、今のうちからBIMの経験を積み重ねておくことが、今後の建築市場で成長するためには欠かせないだろう。

	従来審査	BIM図面審査
設計ツール	<ul style="list-style-type: none"> 手書き 2DCAD BIM 	<ul style="list-style-type: none"> BIM
事前準備(提出物)	<ul style="list-style-type: none"> ①申請書 ②申請図書 	<ul style="list-style-type: none"> ①申請書 ②申請図書 ③入出力基準に従いBIMデータを作成した旨の申告書 ④IFCデータ
審査環境	審査機関ごとのローカル環境	申請者・審査機関共通のオンライン環境(確認申請用CDE上)
審査項目	<ul style="list-style-type: none"> 整合確認 法適合確認 	<ul style="list-style-type: none"> 整合確認(一部を省略) 法適合確認

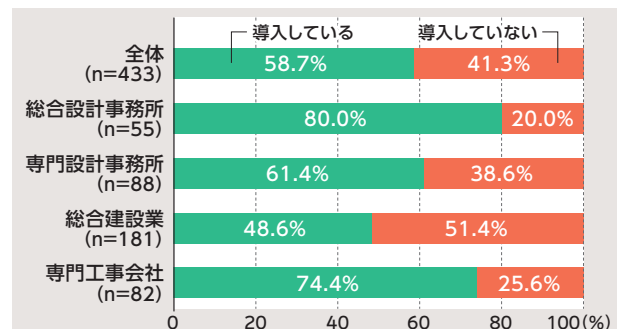
BIMのメリット
整合性の高い図書を効率的に作成

新制度のメリット①
建物形状の伝達・把握がスムーズ

新制度のメリット②
いつでも、どこからでも申請・審査

新制度のメリット③
審査を一部省略

BIM図面審査と従来の審査の違い。提出物は増えるが、審査では整合性確認が一部省略される。建築行政情報センター(ICBA)は「審査の効率化・迅速化が可能となるメリットの大きい制度」だとアピールしている(出所:建築行政情報センター)



国土交通省が2025年1月に建築関連団体を通じて実施したアンケートの結果(回答数433社)。導入がある程度進んでいることが分かる。企業間格差は大きく、社員100人以下の会社(回答者の約57.3%)の導入率は約44.8%という結果だった(出所:国土交通省)

新連載 第1回

建設業バックオフィスDXの現状

株式会社大塚商会 業種SIプロモーション部(建設プロモーション) 浅賀 竜哉

担い手不足や働き方改革、経理・会計制度などの環境変化により、導入が注目されるDX。業務の効率化と生産性向上は、建設業においても喫緊の課題です。

このコーナーでは、毎号、建設業のバックオフィス業務にフォーカスしたDXについてご紹介していきます。

そもそも建設業DXとは何か

建設業のお客様から「DXを進めたいが、どこから手を付けばよいかわからない」と相談を受けることが増えている。ここ数年で「DX」という言葉だけが一人歩きし、各部署の要望に応じて個別に課題に応じたシステム(ソリューション)を導入した結果、かえって混乱が生じてしまったという声も多い。

インターネット上で情報を探しても抽象的な説明が多く、自社にどう当てはめればよいか理解しづらい。加えて、掲載される事例は現場施工に関する内容が中心で、バックオフィス改革に直接役立つ情報が少ないことも背景にあると感じている。

シンプルに考えると見えてくるもの

DXを語る際、「デジタイゼーション」「デジタルライゼーション」「デジタルトランスフォーメーション」といった言葉で説明されることが多いが、これらを直感的に理解できる方は少ないのではないだろうか。私もその一人である。

そもそも建設業DXの本来の目的とは、「会社全体の効率性が上がり成長すること。バックオフィスも現場も協力会社も、皆の業務効率が上がること。仮にDXを進める上で新たな負担を生むようであれば、それは失敗である」と私は考えている。DX化の流れを細解くと、まずアナログからデジタルへ移行することで個々の作業効率は大きく向上した。まず、「デジタイゼーション」(紙資料のPDF化や現場写真の電子保持など、情報の形式のデジタル化)、次に「デジタルライゼーション」(勤怠管理や施工アプリなど、特定業務に特化した、プロセスの効率化)、そして今、その次のステップ「DX:デジタルトランスフォーメーション」(ビジネスモデルや組織・企業文化そのものの変革)をどう進めるかが、極めて重要なフェーズに来ている企業も多いのではないかと。

重要なフェーズとは、冒頭でお話した「各部署の要望に応じたソリューション選定で混乱した」のは何故なのか?が分かりやすい例になるだろう。釈迦に説法で恐縮だが、事務

所・現場・協力会社がそれぞれ異なる場所で動き、一つのプロジェクトを進めていくという業界特有の構造がある。だからこそ三位一体の連携体制を築くことが、業務の質を大きく左右する。その起点として「バックオフィスのDX」から始めてみることを提案させていただく。

次回以降、この三位一体の体制づくりを阻む“原因”と、それを解消するための“具体的対策”について、もう少し掘り下げていこうと思う。業務プロセスのリアルに寄り添いながら、現実的なDXのあり方を皆様と共に考えていきたい。

さいごに… 現場の言葉から学んだこと

ある設備業の経営者から、次のような言葉を頂いた。

「あなた方の業界は、横文字や新しい言葉で焦燥感をあおめるが、現場の人間には響かないよ」

この言葉は、私にとって大きな教訓となった。

ある別荘建築の経営者のお話では、時間がかかろうが顧客の為に模型を製作、プレゼントしている。時代遅れだと言われることもしばしば。しかし私が顧客の立場であればこんなに嬉しいことはないだろう。このようなアナログ(効率が悪いこと)は大好きであるし、大切にしていけば事象だと思う。

お客様の課題を整理し、新たな仕組み(システム等)を提案するシステムインテグレーターとして、お客様と商談する私は、この話をお聞きして以来「お客様と共に成長する」という姿勢を忘れずに、現場目線で理解いただけるDXを追求し続けている。



建設工事契約

のポイント

第1回

標準労務費制度と
独占禁止法との関係

弁護士法人匠総合法律事務所
弁護士 秋野 卓生

東京・大阪・名古屋・仙台・福岡に拠点を設ける弁護士法人匠総合法律事務所 代表社員弁護士。
法務省司法試験審査委員(民法)等を務める。



標準労務費制度は、独占禁止法における不公正な取引方法(優越的地位の濫用、不当廉売等)の禁止との関係や、さらに本年1月に施行された中小受託取引適正化法(旧下請法)との関係でどのように整理されるべきものなのでしょうか。

1 標準労務費制度とは

標準労務費制度は、建設工事の請負契約において、労務費(賃金の原資)を適正に反映した契約価格を設定するための基準を示す制度です。これにより、下請事業者が適正な対価を得られるようにし、賃上げや人材確保を支援する目的があります。

建設業法は、下請保護の役割をもつ独占禁止法(以下「独禁法」)の建設工事請負契約における特別法との位置づけも有しており、注文者(元請を含む)が取引上の地位を利用して、例えば労務費の上昇分を反映しない価格を一方的に押し付けるなどの優越的地位の濫用(独禁法第2条第9項第5号)について建設業における違反を取り締まる規制法(不当に低い請負代金の禁止)としての役割を果たしてきました。

今般の標準労務費制度は、不当に低い請負代金の禁止について、そのうちの労務費相当額に関する目安を付与することとなるものです。今回の改正はさらに受注者側からの意思で標準労務費を下回る価格での請負も禁止されることになりましたが、これは独禁法の規制対象である不当廉売とみなされうとも考えられ、「独禁法の「不当廉売」規制を建設業法のなかで持ち込む意味もあるのか?」という疑問もわきます。

そこで、まず、独禁法が不当廉売を禁止する趣旨について検討したいと思います。

2 不当廉売規制の概要

独禁法上の不当廉売とは「正当な理由なく、商品や役務を供給に要する費用を著しく下回る価格で継続的に供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある行為」を指し、以下のような観点から公正な市場を阻害するものとして規制されています(独禁法第2条第9項第3号)。

1 公正な競争の確保

採算を度外視した極端な安値での販売は、他の事業者(特に中小企業)の市場からの排除を狙う手段となり得ます。これにより、健全な競争が阻害されるおそれがあるため、規制が必要とされます。

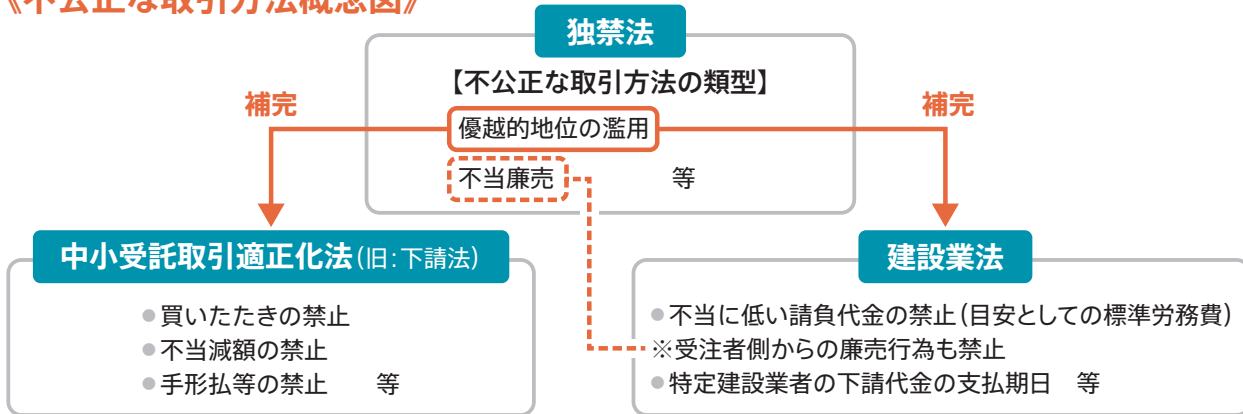
2 価格競争の健全化

独禁法は、企業が創意工夫により良質で廉価な商品を提供することを奨励していますが、コストを大幅に下回る価格での販売は、不当な競争手段とみなされます。

3 消費者利益の長期的保護

一時的に安価な商品が出回ることで消費者は恩恵を受けるように見えますが、競争相手が排除された後に価格が吊り上げられるリスクがあり、長期的には消費者の不利益となる可能性があります。

《不公正な取引方法概念図》



3 改正建設業法における標準労務費制度の趣旨

改正建設業法における標準労務費制度創設の趣旨は、技能労働者の賃金水準の適正化と建設業界の持続可能性の確保にあります。

長年、建設業界では「安すぎる見積もり」や「発注後の値引き交渉」が横行し、その結果として末端の技能者にしわ寄せが及んでいました。これにより、賃金が上がらず、若手の人材確保が困難になっていました。高齢化や担い手不足が深刻化する中、技能者が安心して働ける環境を整備することが急務となり、賃金の原資となる請負金額の中の労務費相当額の確保を図るため、本制度創設に至ったものです。

このように考えると、今回の標準労務費制度は公正な市場の維持を第一義とする独禁法上の不当廉売規制とは趣旨が異なる面があります。むしろ、発注者や元請事業者による優越的地位の濫用規制(独禁法)の特別法の役割をより強固にしたものと考えられます。今回の標準労務費制度は、注文者側からか、受注者側からかを問わず、不当に低い請負代金の判断要素となりうるものとして、労務費相当額の目安を示したものであり、新たに建設業法において、廉売行為について労働者へのしわ寄せ防止を規制する仕組みを導入したといえるでしょう。

4 労務費の適切な転嫁の重要性

現在、政府をあげて労働者の賃上げに取り組んでおり、令和5年11月に内閣官房および公正取引委員会は

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(以下「指針」)を公表しました。指針は、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備することを目的として政府全体で産業界に向け労務費の転嫁を後押ししようとするもので、今回の建設業法改正と同一の流れにあるものと言えます。

公正取引委員会は、独禁法上の「優越的地位の濫用」(独禁法第2条第9項第5号ハ)および下請法上の「買いたたき」(下請法第4条第1項第5号)につき、発注者が労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映しないことが問題となるとしたうえで、発注者が受注者との間で「十分な協議」を行って取引条件を設定したかどうか等を違反の成否の考慮要素とする旨の解釈を示してきました。このため、いわゆる独禁法・下請法コンプライアンスの観点からは、受発注者間で“十分な協議”を行うこと等が実務上の留意点の一つでしたが、具体的な行動指標までは明らかにされていませんでした。

指針は、コストのうちの「労務費」について、独禁法上の優越的地位の濫用又は下請法上の買いたたきとして問題となるおそれがある行為を留意すべき点として整理するとともに、「発注者として採るべき行動/求められる行動」および「発注者・受注者の双方が採るべき行動/求められる行動」をすべて適切に採っている場合には、「取引条件の設定に当たり取引当事者間で十分に協議が行われたものと考えられ、通常は独禁法及び下請法上の問題は生じないと考えられる」と判断したものです。このような考え方は前述の改正建設業法のみならず、今般の下請法改正(改正後は中小受託取引適正化法)にもつながっています。次回以降は同法と建設業法の関係についても説明します。

第63回

かわいい

土木



閘門橋

東京都葛飾区

橋として生きる レンガの旧閘門

閘門といえば、水位差を乗り越える“船のエレベーター”としての役割で知られる。だが、明治半ばから後半に関東で建設されたレンガ造の閘門には、それ以外の主用途を持つものも多いという。役割を終えた今も橋として地域の役に立ち、しかも当時の生活史を伝えるガイドとしての役割を担う閘門橋の物語。

Photo・Text ▶ フリーライター 三上 美絵

大成建設広報部勤務を経てフリーライターとなる。「日経コンストラクション」(日経BP社)や土木学会誌などの建設系雑誌を中心に記事を執筆。広報研修講師、社内報アワード審査員。著書『土木技術者になるには』(ペリかん社)、本連載をまとめた『かわいい土木 見つけ旅』(技術評論社)



東京東部、葛飾区にある水元公園の西北端。バスを降りるとすぐ、レンガ造の立派な橋が見えた。その名は「閘門橋」。たもとの石碑には、「レンガ造アーチ橋としては、東京に現存する唯一の貴重な橋」とある。

橋ができたのは、1909年(明治42年)。当初の名は「^{にこ郷はんりょうまゐまた}式郷半領猿又閘門」といった。式郷半は現在の埼玉県三郷市付近、猿又は葛飾区のこの辺りにあった「猿ヶ又村」を指す。閘門をつくったのは、式郷半領用^{ようあくすいろ}悪水路普通水利組合。悪水とは排水のことで、農業用水の管理や利活用を行う地域住民の任意団体だ。

「ん？ 閘門なのに橋？」と疑問に思ったあなた、お目が高い(笑)。そう、この橋はかつて閘門だったのである。というか、閘門の上部を人が通れるようにしてあった。そして、閘門としての機能が不要に

なった今、橋単独で第2の人生を歩んでいるわけだ。

「逆流を防ぐ閘門」が 関東に多いのはなぜ？

この閘門は、上流側と下流側でアーチの数が異なる非常に珍しい構造をしている。大場川の上流、水元公園側のアーチは四つ。下流に面した反対側には合計六つのアーチがある。なぜか。その理由は、閘門の用途と関係がある。

これまでこの連載で紹介してきた閘門は、どれも「水位の異なる川の合流点を通すための“船のエレベーター”」だった。^{みなた}船溜まりの両端に水門を設け、船が中に入った状態で片側ずつ門扉を開閉することで、水位を調整する。

これに対し、この閘門の主用途は「逆水



▲「閘門橋」の銘板がはめ込まれた欄干。

止め」。つまり、洪水などで本流から支流へ逆流するのを防ぐための水門だ。閘門橋の石碑には「(閘門とは)水位・水流・水量などを調節する^{せき}堰のこと」と説明されている。

閘門のある大場川の水は、通常は中川へ排出されるが、流量の多い中川の水が逆流すれば、一帯が水浸しになってしまう。そこで、下流側のアーチ前面に門扉を取り付け、逆流してくる水をブロックする仕組みだ。アーチの数を多くする



▲下流側には五つのアーチ(左の写真)、上流側には三つのアーチ(右の写真)があり、バルコニーの向こう側にもアーチが一つある。



▲ 下流側から見た閘門橋。中央の堰柱の上には、身長70センチほどの一対のブロンズ像が、「角落とし」の様子を表現している。

ことで、水圧が分散される。

興味深いのは、明治期に関東地方に建設された閘門に、「逆水止め閘門」の割合が高いことだ。話は1783年(天明3年)まで遡る。この年に起こった浅間山の大噴火によって、利根川流域の河川に火山灰や軽石などの噴出物が堆積。河床が上昇して、田んぼへの逆水が起こりやすくなったのだ。

小柄なブロンズ像は 「水的生活史」の名ガイド

閘門橋の下流側の外観で目を惹くのが、中央の大アーチの柱の上にちょこんと載った2体のブロンズ像だ。二人とも竿のような長い棒を持ち、腰を屈めている。閘門の大きさに比較するとずいぶん小柄で、ちょっとサイズ感がおかしいけれど、かえってそこがドボかわいい。

石碑の説明によれば、「荒れ狂う風雨と必死に闘いながら閘門の堰板^{せきいた}を差し込んでいる姿」だという。たしかに、今と違い人力で木の板を閘門の溝に落とし込んでいく「角落とし^{かくお}」の作業は、とても大変で危険だったろう。作業員の足元まで押し寄せる濁流が目に見えぬ。

現在は、大場川が中川に合流するす

ぐ手前に「新大場川水門」ができ、逆水はコントロールされている。また、1970年(昭和45年)には閘門橋のすぐ隣に道路橋「葛三橋^{かつみ}」ができ、閘門橋は歩行者と自転車の専用道になった。この改修で、レンガアーチは原型のまま遺され、橋面上は修景工事が施された。ブロンズ像も、このときに設置されたようだ。

こうした土木遺産に、後から装飾を加えることには賛否があるかもしれない。しかし、立派な閘門の姿だけを見て、当時の人々の暮らしをイメージするのは難しい。一対のブロンズ像は、浅間山の噴火以来200年近く水害に苦しめられながら、閘門を築き、田畑を守り抜いた人々の生活史をリアルに想像させてくれる名ガイドなのだ。



▲ 閘門の上部は人道橋として現役。



アクセス

JR常磐線金町駅から京成バス
「戸ヶ崎操車場行き」で約20分、
「大場川」バス停から徒歩2分



▲ 閘門橋から1キロちょっとのところにある新大場川水門。閘門橋は逆水止めの役割をこの水門にゆずった。写真左側が中川、水門側が大場川。



を活用しよう!

是非、ご利用いただきたい! CCUSホームページ

—CCUSへのログインから運用マニュアル、無料講習会案内も—

建設業に携わる事業者・技能者、公共発注者の皆様、CCUSホームページをご利用いただいていますか? CCUSホームページには、CCUS登録事業者のご担当者だけでなく、技能者からマネジメントに携わる方、公共発注者まで、多くの関係者に「見て」、「利用して」いただきたいコンテンツを用意しています。



そもそもCCUSのホームページはどこにありますか?

CCUS又は
<https://www.ccus.jp>で
検索してみてください。アクセスすると右のような画面が出てきます。



なるほど。他にはどんなコンテンツがありますか?

「各種資料」と「説明会・サポート」を紹介します。



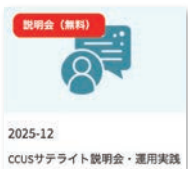
右上に4つのマスがあります。左の3つはCCUSの登録・更新。一番右はCCUSへのログインです。CCUSの運用、登録情報の変更はここから行います。

※CCUSもふもふ建設隊の「現場監督 ワンタ」です。
各種資料▶パンフレット等▶ステッカー・キャラクターデザインからダウンロードできます!



各種資料

- 登録の手引き、運用マニュアルはここにあります。CCUSチャンネル(ホームページから視聴可能です)と合わせてご活用ください。
- 概要等のパンフレット、ステッカーデザインなどもここです。
- これら以外にも様々な資料がありますので、是非ご覧ください。

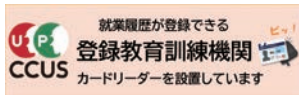
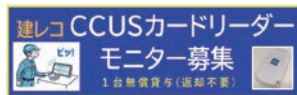
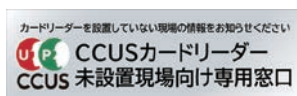
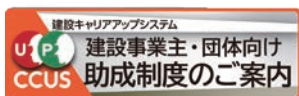


説明会・サポート

- サテライト説明会、運用実践セミナーは、ここで募集しています。
- 運用実践セミナー受講者を対象に、新たにリモート相談会を始めました。
- 公共発注者向けの「モデル工事サポート」もこちらです。
- 能力評価申請手数料の時限的全額支援、期間を延長してサポートしています。

関連情報に繋がるバナーも豊富にご用意しています。

NEW



Visionista

次のスター社員は、
世界にいる！

特定技能外国人の日々の研鑽・取組みを応援！
全国各地の企業で取材した、育成のヒントになる
事例やアイデアがここにあります。

HINT 1

特定技能外国人の受入企業 「リアルな成功事例」

どのように指導し、どのように壁を乗り越えたか、
現場の生の声を紹介。

HINT 2

今日から実践できる！ 受入れと定着の「アイデア」

言葉の壁への工夫、生活面のサポートなど、
企業が取り組んだ事例を公開。

HINT 3

来日前から未来の夢まで！ 「キャリアアップの軌跡」

特定技能外国人は、どんな経験を経て「今」にいたったのか。
「この先」にどんな夢を見据えているのか。
チャレンジャーたちのキャリアを紹介。

CHECK!

その他にもヒントになる情報が満載!!
ホームページをチェック



年2回発行 冊子版「Visionista」の無料配送はこちら 簡単1分入力
現場や社内の理解促進に。無料で「Visionista」を配送いたします。—————>



発行：一般社団法人 建設技能人材機構 広報部
〒105-8444 東京都港区虎ノ門3丁目5番1号 虎ノ門37森ビル9階





FRONTIER

フロンティア

建設の最前線へ!

PROFILE

なかの りょう
中野 凌さん
福地建設株式会社
鹿児島県出身



「また一緒に仕事がしたい!」と言われる存在へ。 多岐にわたる整備事業を担い、地域インフラを支える現場の司令塔!

鹿児島県を拠点に、道路の舗装や橋梁下部工工事、河川工事など多岐にわたる整備事業を担う福地建設。この道10年のキャリアを持つ中野凌さんは、1級土木施工管理技士として現場の最前線で采配を振っている。建設業を志した原点は、工業高校時代に目にした福地建設の現場だった。「高速道路の橋台工事の現場を見学したのですが、その圧倒的なスケール感に心を奪われました」。そうした現場への憧れから、県内屈指の規模でも知られる同社への入社を決意。しかし、意気揚々と踏み出した実際の現場は甘くなかった。「高校で学ぶことは基礎中の基礎。現場で扱う機材も施工の流れも想像以上に複雑で、入社して2、3年はとにかく先輩の背中を追いかけて、がむしゃらに仕事を覚える毎日でした」。

そんな中野さんの支えとなったのは、高校の頃に教え込まれた礼儀作法だった。「来客があれば必ず立ち止まって礼をするというルールが染み付いていました。仕事ができないうちは、せめて挨拶と返事だけは誰よりも大きな声ですと決めていました」。その直向きな姿勢は、現場の職人や先輩たちからも「印象が良い」と評価され、信頼関係を築くための強固な土台となった。

現場を見るうえで、中野さんが最も心を砕くのは安全管理だ。「特に橋梁の上や高速道路といった高所作業、大型重機が稼働する現場では、一瞬の気の緩みが重大な事故に直結します。この作業をしたら誰かが怪我をするかもしれない、と常にリスクを先読みして意識を向けています」。そうした意識を現場に共有するためにも、日頃のコミュニケーショ

ンは欠かせない。「現場では、相手の性格や反応に合わせて言葉を選び、同じ目線で話すことを大切にしています。初対面の相手であっても、まずはその人をしっかりと見て特性を掴み、どのように伝えれば伸び伸びと動いてもらえるかを考え抜くようにしています」。若手への指導でも、自身の経験を糧に「怒鳴るのではなく、まずは理由を聞き、再発防止のために簡潔に説明する」というスタンスを貫いている。「私自身は厳しく叱られたり怒鳴られたりしながら育った世代なのですが(笑)、今の時代に合った、後輩が相談しやすい環境づくりを意識しています」。

「この仕事のやりがいは、何と言っても『手掛けたものが形に残る』こと。ミリ単位の精度が求められる構造物が完成した際、着工前後の写真と見比べると大きな達成感が込み上げてきます」。また、地域の人々から感謝の言葉をかけられた時の喜びはひとしおだ。「騒音や交通規制などが発生する現場は近隣の皆様のご理解・ご協力をいただくことが不可欠ですし、こちらも緊張感をもって工事を進めます。そうしたプロセスを経て完成を迎えた際、『ありがとうございます』と笑顔で言われる瞬間は、この仕事の意義を深く実感します」と笑顔を見せる。

目指すのは、「師匠」と仰ぐ先輩の背中だ。「どこへ行っても『また一緒に仕事がしたい』と言われる先輩が目標です。私も先輩のように、関係者の方々から絶大な信頼を寄せられる、安心感のある現場監督になりたいと思っています」。そんな想いを胸に、中野さんは今日も人々の暮らしを支えるインフラと向き合い続けている。

Great Job!



福地建設株式会社
執行役員
業務推進室長

伊藤 佳奈 氏

この度は弊社の取組をご評価いただき、国土交通大臣賞を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。福地建設では、「人を育てる会社」でありたいとの想いから、福地アカデミーによる若手育成やICT・生成AIの活用、CCUS登録の推進などに取り組んでまいりました。また、女性活躍の推進や健康経営、地域清掃活動など、地域とともに歩む企業づくりを大切にしています。今回の受賞を励みに、これからも安全を第一に、地域に必要とされる建設会社を目指してまいります。

建設人材育成優良企業表彰『国土交通大臣賞』を受賞